

向日市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と社会福祉法人向日市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり向日市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合におけるセンターの設置運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（運営）

第3条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対しセンターの設置を要請する。

2 乙は、前項の要請があった場合には、すみやかにセンターを設置し、運営を担う。

（設置場所）

第4条 乙は、センターを向日市福祉会館に設置する。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、適切な設置場所を確保するものとする。

（業務）

第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼等に関すること
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（要請手続）

第6条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、甲は、口頭等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（関係団体との協力体制）

第7条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織、消防関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、センターの運営に必要な資機材を協力して確保するものとする。

（センターの閉鎖）

第9条 センターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、甲が決定する。

（研修等の実施）

第10条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材育成に努めるものとする。

（平常時の取り組み）

第11条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援に努めるものとする。

（費用負担）

第12条 要請に基づき、乙が協力した事項に要した費用のうち、甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前条に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3 第1項に規定する費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。
(損害賠償等)

第13条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとし、災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 向日市市長

乙 社会福祉法人
向日市社会福祉協議会会長